

社会福祉法人宏正会としての
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に
係る面会制限緩和の基準に関するお願い

面会再開の基準

1. 面会の再開前に身元保証人様に郵送で確認書を送付させていただきまますので、項目全てに同意の上、提出をお願いします。

2. 制限付き面会再開の基準

- ① 全国及び広島県及び岡山県全域での緊急事態宣言の発令時は全面的に面会禁止
 - ② 備後圏域内での注意報の発令時は全面的に面会禁止
 - ③ 福山市及び井原市内での感染者の確認から2週間経過までに、感染者が0で面会制限一部解除
 - ④ 福山市内及び井原市内での感染者が発生したら面会制限再開
- 福山市及び井原市以外に在住のご家族様の面会に関しては感染の国内での状態を勘案し、また厚生労働省からの通知があり次第面会制限を解除いたします。

福山・井原で感染者発生 ⇒ 2週間経過するまでに感染者0人 ⇒
面会制限一部解除 ⇒ 福山市内及び井原市で感染者発生 ⇒
面会制限再開 ⇒ 2週間経過するまでに感染者0人 ⇒ . . .

(ご予約いただいても、感染者が発症自動的に面会制限は再開しますのでご了承ください)

社会福祉法人宏正会としての
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に
係る面会制限緩和の基準に関するお願い

面会再開後のルール

1. 一部解除予定日・・・未定

2. 面会予約受付日・・・面会解除日の前日から

◎面会が重ならないよう予約制とさせて頂くため、前日までにご連絡ください
(ご連絡は、9:00～17:00 の間をお願いします。施設代表番号 084-965-6780)
(予約状況によってはご希望の日時とならない場合がございますのでご了承ください)

◎面会可能時間・・・①10:00～11:00 ②13:30～15:30

(面会時間は長時間にならないよう 10 分程度に留めて頂きますようご協力願います)

◎面会場所・・・正面玄関ホールのみ (居室や食堂などはお断りいたします)

◎面会可能者・・・福山市内もしくは井原市内在住のご家族様の代表者 1 名及び
同行者 1 名のみ (身元保証人が許可する親族のみとし、知人・友人の方はお控え
ください) 乳幼児、未就学児、小・中・高校生はご遠慮ください。

(福山市外及び井原市外在住のご家族様はご遠慮いただきますようお願い申
上げます)

※福山市及び井原市以外に在住のご家族様の面会に関しては感染の国内での状態を勘
案し、また厚生労働省からの通知があり次第面会制限を解除いたします。

※急変時及び施設として呼び出した場合 (施設長もしくは衛生管理者名での通
知) は別の取り扱いとします。ご相談は施設長もしくは衛生管理者あてにお願い
します。